

○高松市道の駅源平の里むれ条例施行規則

平成18年9月25日

規則第107号

注 令和5年12月から改正経過を注記した。

高松市道の駅源平の里むれ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市道の駅源平の里むれ条例（平成18年高松市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 高松市道の駅源平の里むれ（以下「道の駅」という。）の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第3条 道の駅の休場日は、毎月の第1水曜日及び第3水曜日（それらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は休場日に開場することができる。

(令5規則53・一部改正)

(入場者の遵守事項)

第4条 道の駅の入場者（以下「入場者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他の入場者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。
- (5) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他道の駅の係員（以下「係員」という。）の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第5条 入場者は、道の駅の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市道の駅源平の里むれ施設等損傷・滅失届（別記様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 条例第5条第5項第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 道の駅の維持管理
 - (2) 道の駅の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務
 - イ 第4条第6号の規定により係員が行う業務に係るもの
 - ウ その他市長が必要と認める業務
- (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規則第66号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日規則第53号）

- 1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 別記様式に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所
氏 名

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号 —

高松市道の駅源平の里むれ施設等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分頃
損傷・滅失箇所 （物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	